

議案第 3 号

富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
富津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 2 年 8 月 3 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

固体酸化物型燃料電池の実用化に伴い当該電池を燃料電池発電設備に加えることにより必要な規制を行うとともに、複合型居住施設用自動火災報知設備の実用化に伴い当該設備を設置する場合における警報器等の設置義務を免除するため、条例の一部を改正するものである。

富津市火災予防条例の一部を改正する条例

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第29条の5に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の富津市火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。